

新たな過疎対策法の制定を求める意見書

過疎対策については、昭和四十五年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、四次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興などに一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、人口減少や少子高齢化が急速に進み多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、地域の維持が極めて困難となる深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

また、今般の新型コロナウイルス感染症拡大を機に、テレワーク等の普及により都市から地方への移住が促進され、東京一極集中を是正する受け皿として過疎地域が再評価されるなど過疎地域が果たす役割はさらに大きくなっている。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和三年三月末をもって失効することとなっているが、過疎地域の現状を鑑みると引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが必要である。

よって、国会及び政府におかれては、過疎地域の振興・持続的発展を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要望する。

- 一 令和三年三月末で失効する「過疎地域自立促進特別措置法」に代わる新たな過疎対策法の制定を速やかに行うこと。
 - 二 新たな過疎対策法においても、現行法第三十三条に規定される、いわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き指定対象とすること。
 - 三 過疎対策事業債における必要額の確保と、地方交付税等による財政支援や各種支援措置の更なる充実・強化を図ること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年十二月十一日

大分県議会議長 麻生 栄 作

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	武田良太殿
農林水産大臣	野上浩太郎殿
国土交通大臣	赤羽一嘉殿
内閣官房長官	加藤勝信殿